

## お知らせ

令和6年7月8日

令和6年4月改定版「東京都建設発生土再利用センター利用要領」において、『第二種改良土の持ち出しについては、建設発生土を持ち込む工事を原則とします』としていましたが、現在、発生土の在庫が十分にあり、新たな受入に支障をきたしていますので、当面の間、建設発生土を持ち込まない工事であっても、第二種改良土の持ち出しを受付けます。

なお、今後の発生土の在庫状況によっては、第二種改良土単独での持ち出しを終了します。その場合は、事前にお知らせします。

以上

公益財団法人東京都都市づくり公社  
ストックヤード運営事業者  
(登録番号 13000057)